

備前市立日生中学校いじめ防止基本方針

いじめに関する現状と課題

- 令和5年度は、いじめ認知件数が1件、暴力行為発生件数が0件であった。軽微な兆候やサインを見落とさないよう組織的な指導といじめ・差別を許さない集団づくりを一層推進していく必要がある。生徒は、お互いの良さを認め合いながら、学級での活動に主体的に関わり、協働して解決に取り組むことができる。
- スマートフォンの所持率は年を追う毎に高くなり、多くの生徒が自分のスマートフォンを所持している。SNSやメール・ゲーム等の使用に関わったトラブルがあり大きな課題である。今後、一層、情報モラル・メディアリテラシー等の指導を継続していく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- 学校行事や学級活動等を通して生徒に自ら考え実行する機会を与え、いじめ防止等の活動や、携帯電話やインターネットの活用についてのルール作り等に取り組ませる。
- 生徒の自己有用感や自尊感情を高め、一人一人の居場所と活躍の場のある学級づくりに努める。
- 学校、家庭、地域社会、中学校区での連携を進め、協働していじめ問題の克服に努める。

〈重点となる取組〉

- いじめにつながる言動を見逃さずその場ですぐに指導できるように、教職員の人権感覚やいじめへの対応力を向上させるための校内研修を行う。
- 人権週間に行う生徒会および学級委員会を中心とした取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで解決しようとする意識の高揚を図る。
- いじめの早期発見のために、教育相談期間前および人権週間にアンケートを実施し、得られた情報の共有化を図る。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<ul style="list-style-type: none"> 学校基本方針やいじめ問題への取組について、通信・ホームページ等を通して周知し、保護者・地域の理解を得る。 学校評議員の協力を得て、地域の方々の声を届けていただき、校外での様子を把握する。また、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 通信やホームページにいじめ問題等の相談窓口や校内の教育相談の実施を紹介し、その活用を促す。 P T A対象の講演会等を開催し、保護者啓発を行う。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">いじめ対策委員会</p> <p>〈対策委員会の役割〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本方針に基づく取組の実施や、年間計画の作成、実行、修正、相談窓口、発生事案への対応 〈対策委員会の開催時期〉 必要に応じて随時開催 〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉 直後の職員会議で全職員に周知。緊急の場合は職員朝礼や臨時職員会議で伝達。 〈構成メンバー〉 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、各学年担当、養護教諭、S C、S S W ※毎週開催の生徒指導委員会を利用する <p style="text-align: center;">全 職 員</p> </div>	<p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 備前市教育庁 子ども家庭課 備前警察署生活安全課 青少年育成センター 岡山県中央児童相談所 <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ネットパトロールによる監視 保護者支援のための専門スタッフ等の派遣 非行防止教室の実施 定期的な情報交換 <p>〈学校の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 校長、教頭、生徒指導主事 <p>〈重大事態への対応〉</p> <p>〔構成メンバー〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 校長、教頭、生徒指導主事、教務、各学年担当、養護教諭、S C、S S W、警察、人権擁護委員、民生委員、児童委員

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<p>〈いじめに向かない態度・能力の育成〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 学級ごとに人権に関わる目標を設定し、定期的に振り返りやアンケートを通して、生徒の人権意識の高揚を図る。 学校行事や生徒会活動を通じ、全ての生徒に活躍の場を与え、自分たちの生活をよりよくしていくために、様々な問題を主体的に改善しようとする自己指導能力を育てる。 インターネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性と危険性を知らせるとともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラル教育を推進する。 <p>〈自尊感情・自己有用感の育成〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常的に言動の価値を伝えるとともに、授業において「わかる」実感がもてる授業づくりを推進する。 <p>〈教職員の資質・能力の向上〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員のいじめへの対応力を向上させるために、ケース会議や校内研修を行う。
② 早期発見	<p>〈実態把握〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒の実態把握のためのアンケートを学期毎に実施し、年2回の教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を把握し、いじめの早期発見を図る。 <p>〈相談体制の確立〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育相談担当の教職員や、スクールカウンセラーの来校日を生徒に周知すると共に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなくきめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり相談したりできるような体制を整える。 <p>〈情報共有〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒の気になる変化や行為があった場合、対策委員会や職員会議で全教職員に周知する。また、緊急の場合は職員朝礼や毎週開催する生徒指導委員会で取り上げ、教職員間で早急に情報共有できる体制を整える。 <p>〈家庭との連絡・啓発〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 積極的ないじめの認知につながるよう、学年懇談会・個別懇談を開催し、家庭におけるいじめの対応に対する啓発を行う。
③ いじめへの対応	<p>〈いじめの有無の確認〉</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりした場合には、当事者や周囲への聞き取りを行い、速やかにいじめの有無の確認を行う。 <p>〈いじめへの組織的対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 「いじめ対策委員会」を開催し、組織的な対応を行う。 <p>〈いじめられた生徒への支援〉</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。(いじめが「解消している」状態とは、「いじめに係る行為が止んでいる」「いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていない」状態が少なくとも3か月以上続いていることを目安とする。) <p>〈いじめた生徒への指導〉</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に重大な悪影響を及ぼすことについて気づかせるなど、適切且つ毅然として対応を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係などその背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるように指導を行う。